

令和6年3月28日開催

第81回京都市都市計画審議会議案

京都市都市計画審議会

第 8 1 回 京都市都市計画審議会議事事項

議 事 番 号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第 355 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 公園の変更について (京都市決定)	3・3・57号 東吉祥院公園の廃止	1
計議第 356 号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の決定について (京都市決定)	向島国道1号周辺地区 地区計画の決定	3

計 議 第 3 5 5 号
都 企 計 第 6 0 7 号
令 和 6 年 3 月 1 2 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 松井 孝治

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更に
ついて（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更（京都市決定）

都市計画公園中 3・3・57号東吉祥院公園を廃止する。

理 由

本公園は、野球場のある公園の利用ニーズには一定対応できていること、本公園を含む塔南高校跡地を「給食センター」整備地とすることが最も適切な活用と判断したことから、令和5年11月30日に都市公園法に基づき廃止されており、将来にわたり本都市計画の区域内で公園を整備する方針はない。加えて、戦時中の防空緑地として都市計画決定された目的が現状に適合していないことも踏まえ、都市計画を廃止するものである。

計議第356号
都企計第608号
令和6年3月12日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 松井 孝治

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

都市計面向島国道1号周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	向島国道1号周辺地区地区計画	
位 置	京都市伏見区向島上五反田の一部	
面 積	約 5.8 ヘクタール	
地区計画の目標	<p>当地区は、市域南部の宇治川左岸に位置し、第二京阪道路巨椋池インターチェンジに近接するとともに、グローバルに活躍する企業が立地する、市内最大の産業集積エリア「らくなん進都」へのアクセスにも優れている。</p> <p>このような地区において、地区計画を策定することにより、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設を誘導し、新たな雇用の創出や域内経済の好循環を図る。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>充実した交通インフラをいかし、近接する「らくなん進都」との相乗効果を発揮する、物流関連分野、飲食料品分野、成長ものづくり分野、環境・エネルギー分野、ヘルスケア・ライフサイエンス分野及び第4次産業革命分野の企業について、優先的に立地誘導を図る。</p>
	地区施設の方針	<p>当地区周辺における将来的な開発も見据え、国道1号に接続する道路を配置することで、地域における国道1号へのアクセス機能の強化を図るとともに、緑地を配置することで、農地など周辺環境や営農環境との調和を図る。また、浸水被害の防止を図るため、雨水貯留施設を設置する。</p>
	建築物等の方針	<p>建築物等の用途を制限するとともに、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、高い生産性や機能性を備え、良好な操業環境が確保された建築物を誘導する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	1 道路 幅員9メートル、延長約343メートル 2 緑地 約3,750平方メートル 3 雨水貯留施設 約6,660立方メートル(地下に設ける。)
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 工場(建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。) (4) 前3号の建築物に付属するもの (5) バス停留所の上屋
	建築物の容積率の最高限度	10分の20
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル。ただし、バス停留所の上屋には適用しない。
	建築物等の高さの最高限度	42メートル

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、充実した交通インフラに近接し、市内最大の産業集積エリア「らくなん進都」へのアクセスにも優れる本地区において、地区計画を策定することにより、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設を誘導し、新たな雇用の創出や域内経済の好循環を図るものである。